破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）

（予防接種済証の様式）

第四条　（略）

２・３　（略）

４　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児、幼児又は妊婦については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
Ｈｉｂ感染症（乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用する場合に限る。）、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ロタウイルス感染症	（略）	（略）
ＲＳウイルス感染症	アナフィラキシー	四時間
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
（略）	（略）	（略）

破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）

（予防接種済証の様式）

第四条　（略）

２・３　（略）

４　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
Ｈｉｂ感染症（乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用する場合に限る。）、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ロタウイルス感染症	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）